

au 自転車サポート利用規約

第1章 総則

第1条 (目的)

KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、この au 自転車サポート利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い、au 自転車サポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 (定義)

本規約において用いる用語の意義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「会員」とは、第 4 条の定めに従い、当社との間で本件契約を締結した個人をいいます。
- (2) 「会員家族」とは、会員の配偶者、会員もしくはその配偶者と同居の親族（6 親等以内の血族もしくは 3 親等以内の姻族）または会員もしくはその配偶者と別居の婚姻歴のない子をいいます。
- (3) 「会員等」とは、会員および会員家族を総称していいます。
- (4) 「本規約等」とは、本規約と本件契約を総称していいます。
- (5) 「本件契約」とは、利用申込者と当社との間で締結される本サービスの利用にかかる契約をいいます。
- (6) 「利用申込者」とは、第 4 条第 1 項の定めに従い本件契約の締結を当社に申込み個人をいいます。
- (7) 「本料金」とは、本サービスの月額利用料金をいい、その金額は本規約に定めるとおりとします。なお、本規約等に別段の定めのない限り、会員は、会員等が実際に本サービスを利用しなかった月についても本料金の支払義務を負うものとします。
- (8) 「サービスポータル」とは、当社所定の WEB ページで提供される本サービスのポータルをいいます。サービスポータルをご利用の場合、au ID を用いて当該 WEB ページにログインしていただくことを要します。
- (9) 「専用フリーコール」とは、会員が実際に本サービスの提供を当社に要請する際の連絡先として当社が別途指定するフリーコール番号をいいます。会員等は、サービスポータルを通じて専用フリーコールを入手することができます。
- (10) 「委託先」とは、当社が、本サービスの提供に必要な業務の全部または一部を委託する第三者をいいます。
- (11) 「提供会社」とは、会員等に対して自転車ロードサービス（第 2 章にて定義します。）および自転車出張修理サービス（第 5 章にて定義します。）を提供する会社をいいます。
- (12) 「当社等」とは、当社、委託先および提供会社を総称していいます。
- (13) 「反社会的勢力」とは、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者およびこれらの者と密接な関わりを有する者を総称していいます。
- (14) 「au 通信サービス契約約款」とは、当社が別途定める au (WIN) 通信サービス契約約款、au (LTE) 通信サービス契約約款、au (5G) 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービス II 契約約款、povo1.0 通信サービス契約約款および povo2.0 通信サービス契約約款を個別にまたは総称していいます。

- (15) 「au 通信サービス契約」とは、au 通信サービス契約約款に基づく契約をいいます。
- (16) 「au ID」とは、当社が別途定める手続に従い発行する au ID をいいます。
- (17) 「au ID 会員」とは、当社が定める「ID 利用規約」にいう「au ID 会員」をいいます。
- (18) 「本件 au ID」とは、本サービスの利用の為にお客様または当社が設定した au ID をいいます。
- (19) 「自転車」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 63 条の 3 で定めるものをいい、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する 2 輪以上の車ならびにこれらの付属品をいいます。

第3条（本規約）

- 1. 本規約は、本サービスの利用のすべてに適用されるものとします。
- 2. 本サービスの利用に際しては、本規約のほか、当社が定める各種の利用約款、規約、利用上の注意、ガイドライン等（当社が随時会員に対し行う通知を含み、以下総称して「諸規約」といいます。）が、本規約と一体となって適用されます。
- 3. 当社は、会員の承諾なく、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約等および当該変更の効力発生時期を、所定の WEB サイトに掲載して周知するものとします。変更された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容および提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
- 4. 本サービスに関する重要事項等の利用者への通知は、所定の WEB サイトに掲載する方法により行われ、当該通知内容が当該 WEB サイトに表示された時にその効力を生じるものとします。

第4条（本件契約）

- 1. 利用申込者が、本規約に同意の上、当社所定の手続により本サービスの利用申込を行い、当社がこれを承認したことを条件として、当該利用申込者と当社との間で本件契約が成立するものとします。本件契約が成立した場合におけるその有効期間は、本項に基づき本サービスの利用申込を当社が承認した日（以下「契約成立日」といいます。）から当該月の末日までとします。また、当該有効期間内に、第 29 条に基づく退会申請がなされず、かつその他の理由により本件契約が終了しない場合、当該本件契約は、有効期間満了の翌日よりさらに 1 か月間同一条件で自動的に更新されます。
- 2. 本サービスの利用申込は au ID 会員に限り行うことができます。
- 3. 利用申込者が以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は何らの責任を負うことなく、当該利用申込者を会員とすることおよび当該利用申込者との間で本件契約を締結することを拒否することができます。
 - (1) 利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された利用申込者の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれがある場合
 - (2) 過去に本規約等に違反する行為または違反するおそれのある行為をした場合
 - (3) 利用申込者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反したことがある場合、現に違反している場合または違反のおそれのある場合
 - (4) 利用申込者が法人である場合
 - (5) 利用申込者が反社会的勢力である場合
 - (6) 当社が利用申込者に対して本サービスを提供することにより、当社の業務遂行上支障が生じる場合
 - (7) その他当社が利用申込者を会員とすることを不適切と判断した場合

第5条（本サービスの提供および利用）

1. 会員は、本規約等の定めに従い、契約成立日の翌日（以下「サービス利用開始日」といいます。）の午前0時以降、本サービスを利用することができるものとします。ただし、本サービスの利用申込が2020年3月31日までになされた場合、会員は、同日が経過するまでの間、本サービスを利用すること（当該期間中に発生した保険事故について本保険（第27条第1項に定義します。以下同じとします。）にかかる保険金の支払を受けることを含みますがこれに限られません。）ができないものとします。
2. 会員は、会員家族が本規約等の定めに従うことならびに会員家族が当社等に対して有する権利の範囲および内容がいかなる場合においても本規約等に基づき会員が当社等に対して有する権利の範囲および内容を超えることがないことについて予め承諾することを条件に、会員家族をして本サービスを利用させることができるものとします。当社は、会員家族が本サービスを利用した時点で、会員家族が本項に定める承諾を当社および会員に対して行ったものとみなします。
3. 当社は、会員の承諾を得ることなく、会員等に対する本サービスの提供に必要な業務の全部または一部を委託先に対して委託し、委託先をして会員等に対して本サービスを提供させることができるものとします。
4. 当社は、本サービスの永続的な提供を約束するものではなく、会員へ事前の通知または周知を行うことにより、本サービスの全部または一部を変更または終了することができるものとします。また、当社は、第31条の定めによる場合を除き、本サービスの変更または廃止により会員等に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
5. 会員は、サービスポータルを通じた会員等と当社等との専用フリーコールにおける通話内容が、当社等による本サービスの円滑な提供のため、録音される場合があることを予め承諾するものとします。
6. 本サービスは、適用ある法令ならびに監督官庁等の指示および指導において許容される範囲内で提供されるものとします。当社等は、当該法令等に基づき許容される範囲を超えて本サービスを提供すべき義務を負わないものとします。

第6条（本料金）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、本規約の定めに従って本料金を支払うものとします。本料金の金額は以下の通りとします。

| 名称 | 単位 | 料金 |
|---------------|------|--------------------|
| au 自転車サポート利用料 | 契約ごと | 月額 500 円（税込 550 円） |

2. 課金開始日は、サービス利用開始日とします。但し、本サービスの利用申込が2020年3月31日までになされた場合、課金開始日は、2020年4月1日とします。
3. 本料金の支払方法は、当社の「auかんたん決済」（以下「auかんたん決済」といいます。）に限定されています。また、本件 au ID が au 通信サービス契約に紐づく au ID である場合かつ、会員と当社との当該 au 通信サービス契約が本件契約の締結後に理由を問わず終了した場合、以後当該会員は、本料金の支払方法として、auかんたん決済の合算支払サービス（当社の auかんたん決済会員規約に定める意義を有します。）を利用することはできず、auかんたん決済のクレジットカード決済サービス、au PAY カード支払いサービス（いずれも当社の auかんたん決済会員規約に定める意義を有します。以下同じとします。）を本料金の支払方法として利用いただくか、次項にご案内する請求継続をご設定いただく必要があります。本件 au ID に紐づく au 通信サービス契約が終了し、当該契約終了日の属する月の末日までの間に本料金の支払方法が上記のいずれかに設定されていない場合、本件契約は、第29条第4項の定めに基づき退会となります。会員は、支払方法の利用に係る条件を規定した利用規約またはその他の法的な取り決め（当社または第三者のいずれの支払い処理方法であるかを問いません）を遵守することに同意するものとしま

す。

4. 本サービスは、auかんたん決済の合算支払いサービスにおける「auかんたん決済（請求継続）」（以下、請求継続）対応サービスです。お客様設定を行うことにより請求継続となります。請求継続とは、auかんたん決済会員規約に基づき当社および沖縄セルラーが提供する合算支払いサービスにおいて、合算するau通信サービスの通信料等を、金融機関の口座振替もしくはクレジットカードで支払う会員が、合算支払いサービスを利用して継続的な取引における商品等の代金を支払う場合は、当該au通信サービスの利用に係る契約を終了後も、当該商品等の契約条件により契約は継続し、代金の口座振替またはクレジットカードによる支払いを継続することをいいます。なお本サービス以外の請求継続対象サービスは以下サイトに記載します。（<https://id.auone.jp/payment/sp/guide/requestterm.html>）
5. 会員は、本料金を、課金開始日の属する月およびそれ以降の各暦月について支払うものとします。ただし、課金開始日が暦月の中途であった場合、当暦月の本料金は、課金開始日から当暦月の終了日までの暦日数に応じて日割り計算が行われるものとします。課金開始日の属する月の翌月以降、毎暦月の1日午前0時を経過した時点で、自動的に1か月分の本料金が課金されます。本料金の日割り計算は税抜価格について行い、端数が生じた場合は切り捨ての上、課税計算を行います。
6. 当社が、利用申込日当日に第29条第1項に基づき退会の申し出を受領した場合、会員は、利用申込日の属する月における本料金の支払を要しないものとします。
7. 当社は、第31条に定める損害賠償の支払いを除き、本料金その他の本規約等に基づき利用申込者または会員から支払われた一切の金員について、退会・取り消し・解除その他事由の如何を問わず利用申込者または会員に対して返還しないものとします。
8. 会員は、本料金（本項に定める延滞利息を除きます。）の全部または一部の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得られた額を、延滞利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。ただし、クレジットカード債権譲渡が行われた場合には、クレジットカード会社の指定する条件が適用になります。

第7条（登録情報の変更）

1. 会員は、当社に届け出た情報（住所および所在地ならびに名称を含みますがこれに限られません。）に変更が生じた場合、当社の所定の方法により速やかに変更の手続を行うものとします。
2. 会員が前項に基づく変更手続を怠ったことにより会員が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、会員が前項に基づく変更手続を怠ったことにより当社が会員宛に発送した通知が到達せず、または到達が遅延した場合、当該通知は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされます。

第2章 自転車ロードサービス

第8条（自転車ロードサービスのサービス内容）

1. 自転車ロードサービスとは、対象自転車（次項に定義します。）が自走不能状態（第3項に定義します。）になったとき、サービスポータルより会員等が当社所定の事項を申告して自走不能地点（第4項に定義します。以下同じとします。）への出動を要請し、当該出動要請を当社が提供会社に取り次ぐことにより利用可能となる、提供会社が対象自転車を自走不能地点から会員等が指定する場所（以下「搬送先」といいます。

す。)まで搬送するサービスをいいます。

2. 対象自転車とは、会員等が現に使用している自転車とし、所有者を問いません。ただし、自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用中の自転車は対象自転車に含まれません。
3. 自走不能状態とは、対象自転車が事故または故障により運転ができないまたは道路交通法上運転してはいけない故障の場合（夜間ライトがつかない状態等）をいいます。
4. 自走不能地点とは、別途提供会社が指定するサービス対象地域内に所在する、対象自転車が自走不能となった場所をいいます。

第9条（利用条件等）

1. 自転車ロードサービスの利用可能時間および利用可能地域は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 利用可能時間：24時間 365日
 - (2) 利用可能地域：日本国内（ただし一部離島は除く）
2. 会員は、自転車ロードサービスの出動を要請する会員家族が未成年者である場合、当該会員家族による自転車ロードサービスの利用について当該会員家族の親権者である会員の了承が得られた場合に限り、提供会社による自転車ロードサービスの提供がなされるものであることについて予め了承するものとします。

第10条（利用料金）

1. 自走不能地点から搬送先までの距離（実走距離をいいます。）が20km以下である場合、当該自転車ロードサービスの利用料金は本料金に含まれ、会員は当該自転車ロードサービスの利用料金を本料金のほかに支払う義務を負わないものとします。
2. 自走不能地点から搬送先までの距離（実走距離をいいます。）が20kmを超える場合、会員等は、別途提供会社と合意することにより、提供会社からサービスの提供を受けることができるものとします。当該サービスの提供にかかる費用は、提供会社と会員等との間の合意内容に従って会員等が支払うものとします。当社は、会員等に対する当該サービスの提供について何らの責任を負わないものとします。

第11条（会員等の義務）

会員等が提供会社から自転車ロードサービスの提供を受けるためには、以下の各号に定める義務をすべて履行していることが必要となります。

- (1) 警察への届出が必要とされる事故に関する届出が完了していること
- (2) 対象自転車を含む車両の移動等について必要とされる警察の許可を受けていること
- (3) 自走不能地点における提供会社による作業に会員等が立会うこと
- (4) その他、自転車ロードサービスの提供について提供会社が必要とする事項の一切について会員等が協力を行うこと

第12条（対象外）

1. 対象自転車が自走不能状態になった原因が次の各号のいずれかに該当する場合、提供会社による自転車ロードサービスの提供は行われないとします。
 - (1) 対象自転車の盗難・紛失
 - (2) 対象自転車の鍵の紛失もしくは盗難または対象自転車の不具合等により、対象自転車を開錠できない場合
 - (3) 会員等の故意または重大な過失
 - (4) 会員等の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波その他の天災地変
 - (7) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (8) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (9) 差押え、収用、没収、破壊等国または地方公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置として公権力の行使がなされた場合は本号の規定を適用しない。
 - (10) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による対象自転車の輸送中の事故
2. 以下の各号のいずれかに該当する間に自走不能状態となった場合、提供会社による自転車ロードサービスの提供は行われないものとします。
- (1) 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習中に対象自転車が自走不能状態になった場合
 - (2) 性能試験を目的とした試運転における運転中に対象自転車が自走不能状態になった場合
 - (3) 前二号に掲げる行為を目的とする場所における前二号に掲げる行為に準ずる方法・態様による運転中に対象自転車が自走不能状態になった場合（ただし、法令に基づく許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で対象自転車を用いて前二号に掲げる行為またはこれらに準ずる方法・態様による運転中に対象自転車が自走不能状態になった場合を除きます。）
 - (4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で対象自転車を運転中に対象自転車が自走不能状態になった場合
 - (5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自転車を運転中に対象自転車が自走不能状態になった場合
3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、提供会社による自転車ロードサービスの提供は行われないものとします。
- (1) 会員等からサービスポータルまたは専用フリーコールを通じた当社への事前連絡がない場合
 - (2) 自転車ロードサービスを提供する際に使用する道路または地域が、通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レースまたはラリーを目的とする場所等）、自然保護もしくは環境保全等の見地から主務大臣が通行禁止を指定した地域、出動車両の通行が困難であると提供会社において判断する地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）、自然災害により危険が予知される地域または作業が困難な場所に該当する場合
 - (3) 対象自転車が違法改造が施されている場合、後付パーツが装着されている場合、対象自転車が自転車ロードサービスの実施により破損等が生じる可能性がある自転車である場合、その他対象自転車が、自転車ロードサービスの提供が不能であると提供会社において判断される自転車である場合
 - (4) 対象自転車が道路交通法施行規則（昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号）第 9 条の 3 で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車である場合
 - (5) 対象自転車が道路交通法施行規則第 9 条の 4 で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車（道路交通法施行令（昭和 35 年 10 月 11 日政令第 270 号）第 18 条第 1 項に定めるところにより尾灯をつけている場合は除きます。）である場合
 - (6) 対象自転車が道路交通法第 62 条で定める整備不良車両に該当する自転車である場合
 - (7) 会員等が本規約に違反した場合
 - (8) その他提供会社が会員等による自転車ロードサービスの利用方法等が不適切と判断した場合
4. 次の各号のいずれかに該当する場合、会員等の同意を得ることなく、自転車ロードサービスの一部もしくは全部の提供が一時中断されまたは一時停止されることがあります。
- (1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他提供会社の責めに帰すべからざる事由に起因して自転車ロード

サービスの提供が不可能または困難になった場合

- (2) 交通事情、気象状況等により自転車ロードサービスの提供が提供会社の事業遂行上支障があると判断する場合
- (3) その他、提供会社が合理的な理由により、本サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合

第3章 自転車事故サポート

第13条（自転車事故サポートのサービス内容）

1. 自転車事故サポートとは、会員等が対象自転車に搭乗中に加害事故または被害事故に遭ったとき、サービスポータルまたは専用フリーコールより会員等が当社に連絡することにより、事故の対応手順の電話案内、自転車ロードサービスにかかる出動要請の取次ぎ、または必要に応じて事故現場へ駆け付けてのサポートを提供するサービスをいいます。自転車事故サポートの内容は、別表1「事故駆け付けサポート サポート内容一覧」に記載のとおりとします。
2. 本サポートは事故相手との直接の相談、交渉等の対応や、事故現場を記録するサービスではございません。

第14条（利用条件等）

1. 自転車事故サポートの利用可能時間および利用可能地域は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 利用可能時間：24時間 365日
 - (2) 利用可能地域：日本国内（ただし一部離島は除く）
2. 会員は、自転車事故サポートの提供要請を行う会員家族が未成年者である場合、当該会員家族による自転車事故サポートの利用について当該会員家族の親権者である会員の了承が得られた場合に限り、委託先による自転車事故サポートの提供がなされるものであることについて予め了承するものとします。

第15条（利用料金）

自転車事故サポートの利用料金は本料金に含まれ、会員は自転車事故サポートの利用料金を本料金のほかに支払う義務を負わないものとします。

第16条（会員の義務）

会員等が自転車事故サポートの現場駆け付けの提供を受けるためには、以下の各号に定める義務をすべて履行していることが必要となります。

- (1) 警察への届出が必要とされる事故に関する届出が完了していること
- (2) 対象自転車を含む車両の移動等について必要とされる警察の許可を受けていること
- (3) 事故現場における委託先による作業に会員等が立会うこと
- (4) その他、自転車事故サポートの現場駆け付けの提供について委託先が必要とする事項の一切について会員等が協力を行うこと

第17条（対象外）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、自転車事故サポートの提供は行われません。
 - (1) 自転車搭乗中の事故以外の事故

- (2) 対象自転車の故障の場合
 - (3) 会員等が事故現場で立会いができない場合
 - (4) 会員等以外の者からの要請
 - (5) 会員等の故意
 - (6) 会員等の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波その他の天災地変
 - (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (10) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (11) 差押え、収用、没収、破壊等、国または地方公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置として公権力の行使がなされた場合は本号の規定を適用しない。
 - (12) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による対象自転車の輸送中の事故
2. 以下の各号のいずれかに該当する場合、自転車事故サポートの提供は行われぬものとします。
- (1) 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習中の事故の場合
 - (2) 性能試験を目的とした試運転における運転中の事故の場合
 - (3) 前二号に掲げる行為を目的とする場所における前二号に掲げる行為に準ずる方法・態様による運転中に対象自転車が事故に遭った場合（ただし、法令に基づく許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で対象自転車をを用いて前二号に掲げる行為またはこれらに準ずる方法・態様による運転中に対象自転車が事故に遭った場合を除きます。）
 - (4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態での対象自転車運転中の事故の場合
 - (5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自転車を運転中に事故に遭った場合
3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、自転車事故サポートの提供が行われぬ場合があるものとします。
- (1) 対象自転車の盗難・紛失
 - (2) 会員等からサービスポータルまたは専用フリーコールを通じた当社への事前連絡がない場合
 - (3) 自転車事故サポートを提供する際に使用する道路または地域が、通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レースまたはラリーを目的とする場所等）、自然保護もしくは環境保全等の見地から主務大臣が通行禁止を指定した地域、出動車両の通行が困難であると委託先において判断する地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）、自然災害により危険が予知される地域または作業が困難な場所に該当する場合
 - (4) 対象自転車が道路交通法施行規則（昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号）第 9 条の 3 で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車である場合
 - (5) 対象自転車が道路交通法施行規則第 9 条の 4 で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車（道路交通法施行令（昭和 35 年 10 月 11 日政令第 270 号）第 18 条第 1 項に定めるところにより尾灯をつけている場合は除きます。）である場合
 - (6) 対象自転車が道路交通法第 62 条で定める整備不良車両に該当する自転車である場合
 - (7) 会員等が本規約に違反した場合
 - (8) その他委託先が会員等による自転車事故サポートの利用方法等が不適切と判断した場合
4. 次の各号のいずれかに該当する場合、会員等の同意を得ることなく、自転車事故サポートの一部もしくは全部の提供が一時中断されまたは一時停止されることがあります。

- (1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社または委託先の責めに帰すべからざる事由に起因して自転車事故サポートの提供が不可能または困難になった場合
- (2) 交通事情、気象状況等により自転車事故サポートの提供が当社または委託先の事業遂行上支障があると判断する場合
- (3) その他、当社または委託先が合理的な理由により、本サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合

第4章 生活電話相談サービス

第18条（生活電話相談サービスの内容）

1. 生活電話相談サービスとは、会員等がサービスポータルを通じて専用フリーコールにて当社に連絡することにより、当社が健康相談や介護相談など日常での相談事項についての専門スタッフへ当該連絡を取次ぎ、会員等が専門スタッフから電話でのアドバイスを受けられるサービスをいいます。生活電話相談サービスで相談可能な相談内容は、別表2「生活電話相談サービス 相談可能な内容一覧」に記載のとおりとします。
2. 生活電話相談サービスのご利用時間は別表2に定めるとおりとなります。時間を超過した場合は相談事項が解決していない場合でも終話となります。また、一度受けた相談と同じ内容の相談を受けることはできません。
3. 生活電話相談サービスはアドバイスを行うサービスであり、相談事項の解決を保証するものではありません。また、健康・医療・介護・育児・メンタルなどのご相談については、保健指導の範囲でアドバイスをおこなうものであり、診療・医療行為ではないことをご了承のうえ生活電話相談サービスをご利用いただきます。
4. 会員は、以下の各号に定める内容について予めご了承のうえ、生活電話相談サービスをご利用いただきます。また、会員は、会員家族が以下の各号に定める内容について了承したことを条件として、会員家族に生活電話相談サービスを利用させるものとします。
 - (1) 生活電話相談サービスにおいて会員等に対し提供されるアドバイスは、全て会員等の判断および決定の参考のために会員等に提供されるものであり、会員等の判断および決定は、全て会員等の責任において行われるものであること
 - (2) 生活電話相談サービスにおいて会員等に対し提供されたアドバイスを利用して会員等が判断または決定したことに関連して会員等と第三者との間で苦情、紛争等を生じ、または会員等に損害が生じたとしても、当社等は一切の責任を負わないこと

第19条（利用条件等）

1. 生活電話相談サービスの内容の利用可能時間および利用可能地域は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 予約受付可能時間：24時間 365日
 - (2) 相談対応可能時間：相談内容によって異なります。別表2に記載のとおりです。
 - (3) 利用可能地域：日本国内
2. 生活電話相談サービスのうち、「年金・税金相談」、「法律お悩み相談」および「相続相談」については、利用回数の上限が、対象期間（サービス利用開始日から起算して1年間とします。当該期間終了後は、当該期間終了日の翌日から起算して1年間とし、以後同様とします。）で合計3回までとなります。生活電話

相談サービスのうち、「年金・税金相談」、「法律お悩み相談」および「相続相談」の年間利用回数が合計で3回を超えた場合、以後対象期間終了までの間、会員等は、「年金・税金相談」、「法律お悩み相談」および「相続相談」を利用することができません。なお、生活電話相談サービス（「年金・税金相談」、「法律お悩み相談」および「相続相談」を含みますがこれらに限りません。）の利用回数の算定は、専用フリーコールにおいて受電した時点で1回として行われるものとします。また、生活電話相談サービスの利用回数の算定にあたり、会員家族からの専用フリーコールにおける受電は、会員からの受電とみなします。

第20条（利用料金）

生活電話相談サービスの利用料金は本料金に含まれ、会員は生活電話相談サービスの利用料金を本料金のほかに支払う義務を負わないものとします。ただし、生活電話相談サービスのご利用に関して本料金以外の料金の支払いを要する事態となった場合、会員等は、別途委託先と合意することにより、委託先から当該料金にかかるサービスの提供を受けることができるものとします。当該サービスの提供にかかる費用は、委託先と会員等との間の合意内容に従って会員等が支払うものとします。当社等は、会員等に対する当該サービスの提供および当該サービスの対価の支払に関し何らの責任を負わないものとします。

第21条（対象外）

1. 以下の各号いずれかに該当する場合、会員等に対する生活電話相談サービスの提供は行われません。
 - (1) 会員等から専用フリーコールへの事前連絡がない場合
 - (2) 相談事項が恋愛・信仰など、精神的な価値観に関する事項である場合
 - (3) 相談事項が法令や社会通念に反する事項に関するものである場合（当該相談に対応することが関係法令に違反する場合を含みますがこれに限られません。）
 - (4) 相談事項が、情報提供の著しく困難と認められる事項である場合
 - (5) 会員等が本規約に違反した場合
 - (6) その他当社または委託先が生活電話相談サービスの提供を不適切と判断した場合
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、会員の同意を得ることなく、生活電話相談サービスの一部もしくは全部の提供が一時中断されまたは一時停止されることがあります。
 - (1) 別表2の内容以外を目的とした入電が行われた場合
 - (2) 月間（サービス利用開始日から起算して1か月間とします。当該期間終了後は、当該期間終了日の翌日から起算して1か月間とし、以下同様とします。）の生活電話相談サービスの利用回数が合計で30回を超えた場合
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等の当社または委託先の責めに帰すべからざる事由に起因して生活電話相談サービスの提供が不可能または困難になった場合
 - (4) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社または委託先の責めに帰すべからざる事由に起因して生活電話相談サービスの提供が不可能または困難になった場合
 - (5) 交通事情、気象状況等により生活電話相談サービスの提供が当社または委託先の事業遂行上支障があると判断する場合
 - (6) その他、当社または委託先が合理的な理由により、本サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合

第5章 自転車出張修理サービス

第22条（自転車出張修理サービスのサービス内容）

1. 自転車出張修理サービスとは、修理対象自転車（次項に定義します。）が自走不能状態になったとき、サービスポータルよりゴールド会員（第3項に定義します。）またはその会員家族（以下ゴールド会員およびその会員家族を総称して「ゴールド会員等」といいます。）が当社所定の事項を申告してゴールド会員等の指定する場所（以下「本指定場所」といいます。）への修理対象自転車の修理のための出動を要請し、当該出動要請を当社が提供会社に取り次ぐことにより、本章の定めに従い利用可能となる、提供会社が修理対象自転車の簡易修理（第5項に定義します。以下同じとします。）を本指定場所にて行うサービスをいいます。
2. 修理対象自転車とは、ゴールド会員等が現に使用している自転車とし、所有者を問いません。ただし、自転車の使用および修理について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用中の自転車は修理対象自転車に含まれません。
3. ゴールド会員とは、サービス提供開始日以降、次の各号のいずれかに定める期間（以下「通常会員期間」といいます。）の全期間を通じて会員であった者をいいます。
 - (1) サービス提供開始日が各暦月の初日である場合
サービス提供開始日から1年間
 - (2) サービス提供開始日が各暦月の中途である場合
サービス提供開始日以降、同日から1年を経過する日の属する月の前月末日までの期間
4. 会員と当社との間の本件契約が終了した後に、当該会員が新たに当社との間で本件契約を締結した場合、本件契約の終了の理由の如何を問わず、終了した本件契約の有効期間は通常会員期間の算定に含めないものとします。
5. 簡易修理とは、パンク、チェーンはずれ・たるみ、ブレーキ故障等、本指定場所での修理が可能であると提供会社が判断する軽微な修理をいいます。

第23条（利用条件等）

1. ゴールド会員等は、通常会員期間終了日の翌日以降にサービスポータルより専用フリーコールを通じて出動要請を行うことにより、自転車出張修理サービスの利用を申し込むことができます。サービスポータルからの出動要請は、10時～18時/365日行うことができます。
2. ゴールド会員等は、当社から出動要請を取り次がれた提供会社との間で合意することにより、当該合意の内容に従い、自転車出張修理サービスの提供を受けることができます。なお、ゴールド会員等は、提供会社との間で別途の合意がある場合を除き、以下の各号に定める出動可能日および修理可能時間の範囲でのみ自転車出張修理サービスにかかる出動要請を行うことができるものとし、提供会社および当社は、以下の各号のいずれかに定める範囲を超えるゴールド会員等からの出動要請に応じまたはこれを取り次ぐ義務を負わないものとします。
 - (1) 出動可能日：出動要請日の翌日以降
 - (2) 修理可能時間：10時～18時
3. 自転車出張修理サービスの利用可能地域は以下のサイト（PDF）に記載します。ゴールド会員等は、以下のサイトに利用可能地域として記載された場所以外の場所を本指定場所として自転車出張修理サービスにかかる出動要請を行うことができません。（<https://media2.kddi.com/bike/gold/pdf/au-bike-support-reparing-service.pdf>）

4. 本指定場所で簡易修理を行うことができなかつた場合、提供会社は、ゴールド会員等と提供会社の合意に基づき、修理対象自転車を修理対応可能な自転車販売店等へ搬送すべく、自転車ロードサービスを提供することができるものとします。本項に基づく自転車ロードサービスの利用料金は本料金に含まれ、ゴールド会員は当該自転車ロードサービスの利用料金を本料金のほかに支払う義務を負わないものとします。また、自転車ロードサービスの搬送作業をもって本指定場所での自転車出張修理サービスは完了となります。
5. 会員は、自転車出張修理サービスの出勤を要請する会員家族が未成年者である場合、当該会員家族による自転車出張修理サービスの利用について当該会員家族の親権者である会員の了承が得られた場合に限り、提供会社による自転車出張修理サービスの提供がなされるものであることについて予め承するものとします。

第24条（利用料金）

1. 自転車出張修理サービスの利用料金は本料金に含まれ、ゴールド会員は当該自転車出張修理サービスの利用料金を本料金のほかに支払う義務を負わないものとします。
2. 修理作業に伴う部品が必要になった場合、ゴールド会員等は、別途提供会社と部品代等の費用に関して合意することにより、提供会社から自転車出張修理サービスの提供を受けることができるものとします。当該サービスの提供にかかる部品代は、提供会社とゴールド会員等との間の合意内容に従ってゴールド会員等が提供会社に対して支払うものとします。当社は、ゴールド会員等に対する当該サービスの提供について何らの責任を負わないものとします。

第25条（ゴールド会員等の義務）

ゴールド会員等が提供会社から自転車出張修理サービスの提供を受けるためには、以下の各号に定める義務をすべて履行していることが必要となります。

- (1) 本指定場所における提供会社による作業にゴールド会員等が立会うこと
- (2) その他、自転車出張修理サービスの提供について提供会社が必要とする事項の一切についてゴールド会員等が協力を行うこと

第26条（対象外）

1. 修理対象自転車が自走不能状態になった原因が次の各号いずれかに該当する場合、提供会社による自転車出張修理サービスの提供は行われたいものとします。
 - (1) 修理対象自転車の盗難・紛失
 - (2) 修理対象自転車の鍵の紛失もしくは盗難または修理対象自転車の不具合等により、修理対象自転車を開錠できない場合
 - (3) ゴールド会員等の故意または重大な過失
 - (4) ゴールド会員等の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波その他の天災地変
 - (7) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (8) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (9) 差押え、収用、没収、破壊等国または地方公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置として公権力の行使がなされた場合は本号の規定を適用しない。
 - (10) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による修理対象自転車の輸送中の事故

2. 以下の各号のいずれかに該当する間に修理対象自転車が自走不能状態となった場合、提供会社による自転車出張修理サービスの提供は行われぬものとします。
 - (1) 競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習中に修理対象自転車が自走不能状態になった場合
 - (2) 性能試験を目的とした試運転における運転中に修理対象自転車が自走不能状態になった場合
 - (3) 前二号に掲げる行為を目的とする場所における前二号に掲げる行為に準ずる方法・態様による運転中に修理対象自転車が自走不能状態になった場合（ただし、法令に基づく許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で修理対象自転車を用いて前二号に掲げる行為またはこれらに準ずる方法・態様による運転中に修理対象自転車が自走不能状態になった場合を除きます。）
 - (4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で修理対象自転車を運転中に修理対象自転車が自走不能状態になった場合
 - (5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で修理対象自転車を運転中に修理対象自転車が自走不能状態になった場合
3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、提供会社による自転車出張修理サービスの提供は行われぬものとします。
 - (1) ゴールド会員等からサービスポータルまたは専用フリーコールを通じた事前連絡および修理の実施場所および実施日時等に関する合意がなされていない場合
 - (2) 自転車出張修理サービスを提供する際に使用する道路または地域が、通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レースまたはラリーを目的とする場所等）、自然保護もしくは環境保全等の見地から主務大臣が通行禁止を指定した地域、出動車両の通行が困難であると提供会社において判断する地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）、自然災害により危険が予知される地域または作業が困難な場所に該当する場合
 - (3) 修理対象自転車が違法改造が施されている場合、後付パーツが装着されている場合、修理対象自転車が自転車出張修理サービスの実施により破損等が生じる可能性がある自転車である場合、その他修理対象自転車が、自転車出張修理サービスの提供が不能であると提供会社において判断される自転車である場合
 - (4) 修理対象自転車が道路交通法施行規則（昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号）第 9 条の 3 で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車である場合
 - (5) 修理対象自転車が道路交通法施行規則第 9 条の 4 で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車（道路交通法施行令（昭和 35 年 10 月 11 日政令第 270 号）第 18 条第 1 項に定めるところにより尾灯をつけている場合は除きます。）である場合
 - (6) 修理対象自転車が道路交通法第 62 条で定める整備不良車両に該当する自転車である場合
 - (7) ゴールド会員等が本規約に違反した場合
 - (8) その他提供会社がゴールド会員等による自転車出張修理サービスの利用方法等が不適切と判断した場合
4. 次の各号のいずれかに該当する場合、ゴールド会員等の同意を得ることなく、自転車出張修理サービスの一部もしくは全部の提供が一時中断されまたは一時停止されることがあります。
 - (1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他提供会社の責めに帰すべからざる事由に起因して自転車出張修理サービスの提供が不可能または困難になった場合
 - (2) 交通事情、気象状況等により自転車出張修理サービスの提供が提供会社の事業遂行上支障があると判断する場合
 - (3) その他、提供会社が合理的な理由により、本サービスの提供を一時中断または一時停止する必要がある

ると判断した場合

第6章 au 自転車サポート 付帯保険

第27条（傷害保険）

1. 会員は、当社が保険契約者として au 損害保険株式会社との間で締結する同社のスタンダード傷害保険（以下「本保険」といいます。）に自動的に加入します。また、会員等は、本保険の被保険者となります。なお本保険の詳細については、別紙1「au 自転車サポート 付帯保険規約」に定めるとおりとします。
2. 会員は、本保険に関して au 損害保険株式会社の重要事項説明書、普通保険約款および特約に本保険の内容および保険金請求のために重要な内容が記載されていることを理解し、本サービスの利用にあたり、その内容を確認することとともに、会員家族をして確認させるものとします。

第7章 一般条項

第28条（本サービスの一時中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の同意を得ることなく、本サービスの一部もしくは全部の提供を一時中断または一時停止することができるものとします。
 - (1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社等の責めに帰すべからざる事由に起因して本サービスの提供が不可能または困難になった場合
 - (2) 交通事情、気象状況等により本サービスの提供が当社等の事業遂行上支障があると判断する場合
 - (3) その他、当社が合理的な理由により、本サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合
2. 前項に基づき当社が行った本サービスの一時中断または一時停止に関して、第31条の定めによる場合を除き、当社は会員または第三者（会員家族を含みますがこれに限られません）に対していかなる責任も負いません。

第29条（退会・本件契約の解除等）

1. 会員は、当社が別途指定する方法により退会の申請をすることにより本件契約を退会できるものとします。
2. 当社は、当社が前項の規定に基づく退会の申請を受領した日の属する月の末日をもって、当該申出に係る本件契約が退会されたものとして取り扱います。この場合、会員は、退会の申請日の属する月の末日までの期間にかかる本料金の支払義務を負うものとし、当社は、本件契約の退会の申請が暦月の途中になされた場合であっても、本料金の日割計算を行わないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、第6条第6項に該当する場合は、退会の申出を受領した時点で当該申出に係る本件契約が退会されたものとして取り扱います。
4. 前二項の定めにかかわらず、本件 au ID に紐づく au 通信サービス契約が本件契約の締結後に終了し、当該契約終了日の属する月の末日までの間に本料金の支払方法が au かんたん決済の合算支払いサービスの請求継続、クレジットカード決済サービスまたは au PAY カード支払いサービスに設定されていなかった場合または設定されている場合であっても当社が定める利用条件を満たしていない場合、当社は、通知催告等何らの手続を要することなく、当該 au 通信サービス契約の終了日の属する月の末日をもって、本件

契約が退会されたものとして取り扱います。

5. 本条の定めにかかわらず、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、通知催告等何らの手続を要することなく、会員等による本サービスの利用を停止し、本件契約を解除することができるものとします。なお、本項に基づき本サービスの利用が停止されまたは本件契約が解除された場合であっても、会員は、当該利用停止日または解除日の属する月にかかる本料金の支払義務を免れないものとします。
- (1) 利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された会員等の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明した場合
 - (2) 本規約または諸規約の定め違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
 - (3) 会員が、当社等の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれのある場合
 - (4) 本料金の支払債務または本サービスの利用に関して生じた当社等に対する金銭債務が、支払方法や原因の如何を問わず、支払期限を経過してもなお支払されない場合
 - (5) 会員が法人であることが判明した場合
 - (6) 会員等が反社会的勢力であることが判明した場合
 - (7) 会員の所在が不明になりまたは原因の如何を問わず当社所定の方法による会員に対する連絡が困難となったとき
 - (8) 本件 au ID に関する当社と会員の契約が終了した場合
 - (9) その他、当社が会員として不適切と判断した場合

第30条（禁止行為）

会員は、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。また、会員家族が以下の各号に定める行為を行った場合、会員自身が以下の各号に定める行為を行ったものとみなされるものとします。

- (1) 専用フリーコールを会員等に該当しない者に開示し、または会員等以外の者によるサービスポータルへのアクセスを可能とする行為
- (2) 会員等に該当しない者に本サービスを利用させまたは本サービスの利用を試みさせる行為
- (3) 本サービスを営利目的で利用する行為
- (4) 本規約等に記載されている内容を超えるサービスの提供を求める行為またはこれに類する行為
- (5) 当社等または本サービスを利用する者を誹謗中傷する行為
- (6) 当社等または本サービスを利用する者の名誉、人格等を毀損する行為または毀損するおそれのある行為
- (7) 当社等または本サービスを利用する者が保有する著作権、知的財産権、その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (8) 当社等または本サービスを利用する者に不利益または損害を与える行為または与えるおそれのある行為
- (9) 本サービスの他の利用者による本サービスの利用もしくは享受または当社等による本サービスの提供を妨害もしくはこれらに支障をきたす行為
- (10) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれらに関連する行為
- (11) 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

第31条（損害賠償）

本サービスのご利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由により会員等が損害を被った場合、当社は、当該損害の発生の直接の原因となった取引に関して会員が実際に支払った1ヶ月分の本料金を上限として、当該損害を会員に補償するものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第32条（免責）

1. 当社は、本サービスについて、その安全性、正確性、確実性、有用性、発生したトラブルの解決、会員等が意図する特定の目的との適合性等を何ら保証するものではありません。
2. 当社は、前条に定める場合を除き、会員が本件契約の有効期間中に本サービスを利用できなかったことおよび本サービスの提供が遅延したことについて一切の責任を負いません。
3. 当社等は、前条に定める場合を除き、本規約等に定める範囲を超える異議、苦情および請求等について何ら責任を負わないものとします。
4. 当社等が会員家族から本規約等に定める範囲を超える異議、苦情および請求等を受けた場合、会員は、当該紛争等を自己の責任と費用負担において処理、解決するものとします。

第33条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、会員等に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先、生年月日、性別、メールアドレス、本サービス利用状況等の情報（以下「個人情報等」といいます。）を、当社が公開するプライバシーポリシー（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）および個人情報取扱共通規約（https://id.auone.jp/id/pc/legal/personal_terms.html）の定めに準じて管理します。
2. 当社は、会員等の個人情報等を、本サービスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに会員等にとって有益と考える情報（当社等の提供する商品もしくはサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りません。）の選定および配信の目的に利用します。
3. 当社は、会員等の個人情報等を、委託先、本保険の引受保険会社であるau損害保険株式会社および提供会に提供する場合があります。

第34条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

第35条（譲渡禁止）

会員は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第36条（管轄裁判所）

本サービスに関し訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

「au 自転車サポート」付帯保険規約
～ スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：交通傷害)～

「au 自転車サポート」付帯保険は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に交通事故等（注1）によって傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

（注1）交通事故等とは、次のものをいいます。運行中の自転車などの乗り物（交通乗用具）（注2）との衝突、接触等の交通事故／運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故／乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故／工作用自動車との衝突、接触等による事故／交通乗用具の火災による事故等 （注2）交通乗用具とは、自転車のほか自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます。

補償の概要

【補償の内容等】

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---------|--|---|--|
| 死亡保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">100万円 (死亡・後遺障害 保険金額の全額)</div> <p>※保険期間内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p> | 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 脳疾患、疾病または心神喪失 妊娠、出産、早産または流産 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 船舶に搭乗することを職務とする方またはこれらの方の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 職務として交通乗用具への荷物などの積み込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 <p align="right">など</p> |
| 後遺障害保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害等級第1～7級を適用すべき後遺障害が発生した場合 ※後遺障害等級第1～7級限定特約がセットされています。 | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">死亡・後遺 障害 保険金額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">後遺障害の 程度に応じた約款所定の 保険金支払割合 (100%～)</div> </div> <p>※お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> | |
| 入院一時金 | 事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数(2日)を超えて入院された場合 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">5,000円 (入院一時金額の全額)</div> <p>※1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。(退院後、再入院した場合は合わせて1回の入院として取扱います。)</p> | (注1) テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 |
| 入院保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">1,500円 (入院保 険金日 額)</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">入院した 日数</div> </div> <p>※入院した日数は180日を限度とし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> | |
| 手術保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために約款所定の手術を受けた場合 | <p>① 入院中に受けた手術の場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × 10</p> <p>② ①以外の手術の場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × 5</p> <p>※1事故につき1回の手術に限ります。また、1事故に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式により計算した手術保険金をお支払いします。</p> | |

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|------------|---|--|--|
| 個人賠償責任補償特約 | 被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅(注)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。 | $\text{損害賠償金の額} - \text{自己負担額 (0円)}$ <p>※1回の事故につき個人賠償責任保険金額(1億円)を限度とし、別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。</p> <p>※賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</p> | <p>(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (注)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 <p>など</p> <p>(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 同居する親族に対する損害賠償責任 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 <p>など</p> |
| 賠償事故解決特約 | 個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う(注)特約です。 (注)示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。 | | |

【被保険者(補償の対象となる方)】

「au 自転車サポート」会員ご本人、その配偶者、ご本人またはその配偶者と同居のご本人またはその配偶者の親族(6親等以内の血族・3親等以内の姻族)、ご本人またはその配偶者と別居のご本人またはその配偶者の未婚(注)のお子さまとなります。
(注)未婚とは婚姻歴のないことをいいます。

【補償開始日時・保険期間】

「au 自転車サポート」提供開始日の午前0時から提供開始月の翌月1日午後4時までが補償期間となります。以降、解約のお申し出がない限り、補償期間の末日の午後4時から翌月1日の午後4時まで補償期間が毎月自動継続されます。
(注)なお、「au 自転車サポート」を解約された場合は、その手続きをされた月の月末日の午後12時をもって補償が終了します。

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に「au 自転車サポート」のサービスポータルを通じてご連絡ください。
ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【お申込みにあたってのご注意】

- 「au 自転車サポート」付帯保険は、保険契約者を KDDI 株式会社、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者(補償の対象となる方)の方の保険料負担はありません。
- 上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au ホームページ内にある au 損害保険株式会社の「ご契約のしおり(重要事項説明書・普通保険約款・特約)」をご確認ください
(https://www.au.com/content/dam/au-com/mobile/service/bicycle-support/futai/pdf/contract_guide.pdf)。

【個人情報の取り扱いについて】

「au 自転車サポート」付帯保険の引受保険会社である au 損害保険株式会社は、下記の利用目的のみに個人情報を使用いたします。

- ①保険引受の審査、本契約の履行のため
 - ②引受保険会社が行う他の商品・サービスの案内のため
- なお、①については、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については au 損害保険株式会社のホームページ(<https://www.au-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

引受保険会社 au 損害保険株式会社

B19D320408 (2002)

別表1 「事故駆け付けサポート サポート内容一覧」

| 対応メニュー | | 提供形態 |
|---------|--------|---------------------------------|
| 安全確保 | 安全確認 | お客様の安全確認（安全な場所へ誘導） |
| | 自転車移動 | 交通の妨げになっている場合に車両を移動 |
| | 現場状況 | 道路上に損害物が落ちていないか確認（現場清掃の実施） |
| | けが人の有無 | けが人の有無を確認 |
| 各種連絡確認 | 救急車 | （けが人有りの場合）救急車の手配をしているか確認（連絡の誘導） |
| | 警察 | 警察への連絡は済んでいるか確認（連絡の誘導） |
| | 事故受付 | 事故の受付が終了しているかを確認（事故受付窓口へ誘導） |
| ロードサービス | 自転車搬送 | ロードサービスの必要有無確認（ロードサービス手配の実施） |
| 各種ご説明 | 現場注意事項 | 事故現場での対応事項を説明 |
| | 今後の流れ | 今後の保険処理・ロードサービスの流れを説明 |

※本内容は2020年3月時点での提供可能な対応内容です。今後の、対応内容に変更がある場合がございます。

別表2 「生活電話相談サービス 相談可能な内容一覧」※

| サービス名称 | サービス内容 | 受付時間 | ご利用可能時間 |
|---|--|--|---------|
| パソコン操作相談 | パソコンの機能や使用方法などのパソコン操作のお困りごとについてのご相談 | 9:00～21:00 (予約受付は24時間対応) | 30分程度 |
| ペット相談 | ペットをしつけない、ペットの健康が心配なときなどペットについてのご相談 | 24時間対応 | 30分程度 |
| 介護相談 | 介護についてのご相談 | 24時間対応 | 30分程度 |
| 健康・医療相談 | 健康不安やセカンドオピニオンなどについてのご相談 | 24時間対応 | 30分程度 |
| 夜間・休日医療機関紹介 | 夜間にお子様が発熱したときなど、近隣で対応できる病院をご紹介 | 24時間対応 | 30分程度 |
| 専門医の情報提供・医療機関情報の提供 | より専門的なご相談をご希望の場合・治療の選択に迷われている方など、状況に応じて専門医とトリオフオン（電話）にてご相談 | 24時間対応 | - |
| マタニティ・育児相談 | 初めての出産で不安を抱えている方や育児のご相談 | 24時間対応 | 30分程度 |
| その他人間関係などのお悩み相談 | 人間関係や不安な気持ち、トラウマなどさまざまなお悩みのご相談 | 平日 10:00～18:00 (予約受付は24時間対応) | 20分程度 |
| 以下の2種の相談メニューに関してのみ、合計で年3回までのご利用が無料となります。 | | | |
| 年金・税金相談 | 複雑な年金や税金に関するご相談 | 平日 10:00～17:00 (予約受付は24時間対応) | 30分程度 |
| 相続相談 | 相続税について聞きたい、生前相続対策について聞いてみたいなど、相続のご相談 | 相続税に関する相談 平日 10:00～17:00 (予約受付は24時間対応) | 30分程度 |

※本内容は2025年4月時点での提供可能な相談内容です。今後、相談可能な内容に変更がある場合がございます。

附則

本規約は 2020 年 3 月 1 日より適用します。

附則

本改正規約は 2020 年 10 月 29 日より適用します。

附則

本改正規約は 2021 年 3 月 1 日より適用します。

附則

本改正規約は 2021 年 3 月 25 日より適用します。

附則

本改正規約は 2021 年 9 月 2 日より適用します。

附則

本改正規約は 2021 年 9 月 29 日より適用します。

附則

本改正規約は 2022 年 6 月 23 日より適用します。

附則

本改正規約は 2023 年 5 月 30 日より適用します。

附則

本改正規約は 2023 年 7 月 24 日より適用します。

附則

本改正規約は 2024 年 4 月 1 日より適用します。

附則

本改正規約は 2025 年 4 月 1 日より適用します。